前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について
（議案第１５６号）

職員課

１　改正の理由

常勤の一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の報酬の額を改める。

２　主な内容

(1) 会計年度任用職員（パートタイム）の月額報酬表の改正

ア　週３０時間勤務の一般事務職であって、初回に任用される者の場合

現　　行	改　正　案	改　定　幅
１７６，７００円	１８３，４００円	６，７００円

イ　週３７時間３０分勤務の一般事務職であって、初回に任用される者の場合

現　　行	改　正　案	改　定　幅
１９７，１００円	２０６，７００円	９，６００円

(2) 会計年度任用職員（パートタイム）の時間額報酬表の改正

号給	現　　行	改　正　案	改　定　幅
１	１，０８０円	１，１４０円	６０円
２	１，１５０円	１，２１０円	６０円
３	１，４５０円	１，５３０円	８０円
４	１，５００円	１，５８０円	８０円

(3) 会計年度任用職員（パートタイム）の日額報酬表の改正

号給	現　　行	改　正　案	改　定　幅
１	６，４００円	６，８００円	４００円

2	7，８００円	8，３００円	５００円
3	8，４００円	8，９００円	５００円
4	１１，１００円	１１，７００円	６００円
5	１３，０００円	１３，７００円	７００円

３　施行期日等

公布の日（令和８年４月１日から適用する。）